

## 第 70 回原状回復対策協議会について

現在、青森県境不法投棄現場において、汚染された地下水の浄化などに取り組んでいます。去る 3 月 18 日（土）に開催された協議会において、次の事項について報告し、了承されました。

### 1, 4-ジオキサンの浄化対策

現場の地下水の一部から 1, 4-ジオキサンが検出されているため、汚染された土壌からしみ出した地下水を浄化しています。

（1, 4-ジオキサンは化学工業等で使われており、平成 21 年に環境基準が定められた化学物質です。）

- 基本対策として井戸から汲み上げた地下水を、水処理施設で浄化し、環境基準に適合していることを確認のうえ、場外に放流しています。
- 場内の一部地下水に汚染濃度が高い区画があり、追加対策として汚染原因となる汚染土壌を取り除く等の対策を実施しました。（右図参照）
- 場内 43 の井戸を調査した結果、全体的に 1, 4-ジオキサンの濃度は低下傾向にあります。
- 今後も場内井戸等で地下水の汚染濃度を測り、必要な対策を実施します。



### 環境（定期）モニタリングについて

- 場内及び周辺環境の地下水等について、有害物質の検査を行っています。場内では環境基準を超過する地点がいくつかみられますが、周辺環境の表流水等では環境基準の超過はありません。なお、基準超過した地下水は、いずれも浄化処理後場外へ放流しており、周辺環境への影響はありません。

### 跡地活用に向けた試験的な取組について

- 跡地の活用法を探るため、浄化の完了した区画に漆とカラマツ計 100 本を試験植樹し、森林再生の適性を調べます。

## 第 71 回原状回復対策協議会を次のとおり開催する予定です。

どなたでも御自由に傍聴できます。

日 程 平成 29 年 6 月 10 日（土）14:20 から

場 所 二戸地区合同庁舎 1 階 大会議室（二戸市石切所字荷渡 6-3）